

公害健康被害の補償等に関する法律

(昭和四十八年十月五日法律第百十一号)

最終改正：平成一八年二月一〇日法律第四号

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 補償給付

第一節 通則（第三条—第十八条）

第二節 療養の給付及び療養費（第十九条—第二十四条）

第三節 障害補償費（第二十五条—第二十八条）

第四節 遺族補償費及び遺族補償一時金（第二十九条—第三十八条）

第五節 児童補償手当、療養手当及び葬祭料（第三十九条—第四十一条）

第六節 補償給付の制限等（第四十二条・第四十三条）

第七節 公害健康被害認定審査会（第四十四条・第四十五条）

第三章 公害保健福祉事業（第四十六条）

第四章 費用

第一節 費用の支弁及び財源（第四十七条—第五十一条）

第二節 汚染負荷量賦課金（第五十二条—第六十一条）

第三節 特定賦課金（第六十二条—第六十七条）

第四節 補則（第六十七条の二）

第五章 公害健康被害予防事業（第六十八条—第一百五条）

第六章 不服申立て

第一節 認定又は補償給付の支給に関する処分に対する不服申立て（第一百六条—第一百八条）

第二節 賦課徴収に関する処分等に対する審査請求（第一百九条・第一百十条）

第三節 公害健康被害補償不服審査会

第一款 設置及び組織（第一百一十一条—第一百二十五条）

第二款 審査請求の手續（第一百二十六条—第一百三十五条）

第七章 雑則（第一百三十六条—第一百四十四条）

第八章 罰則（第四百四十五条—第四百五十条）

附則

第七節 公害健康被害認定審査会

（設置）

第四十四条 この法律によりその権限に属させられた事項を行なわせるため、第一種地域又は第二種地域の全部又は一部をその区域に含む都道府県又は第四条第三項の政令で定める市に、公害健康被害認定審査会を置く。

（組織等）

第四十五条 公害健康被害認定審査会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市の長が任命する。

3 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 第一項及び第二項に定めるもののほか、公害健康被害認定審査会の組織、運営その他公害健康被害認定審査会に関し必要な事項は、都道府県又は第四条第三項の政令で定める市の条例で定める。